

資金決済法に基づく利用者の保護等に関する措置について

		項 目	内 容	
資金決済法第十四条一項	利用者の保護等に関する情報提供について	①	趣旨	前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上にあたる額を発行保証金として法務局等に供託することにより資金保全することが義務付けられています。
		②	前払式支払手段の名称	江戸川区内共通商品券
		③	発行者	東京都江戸川区商店街振興組合連合会 所在地：東京都江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階
		④	お問い合わせ先	東京都江戸川区商店街振興組合連合会 所在地：東京都江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階 電話 03-5667-2281（受付時間 平日9～16時）
資金決済法第三十一条一項	その他利用者保護を図るための措置等	⑤	利用者資金の保全方法について	万が一の場合、前払式支払手段の保有者は資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。 * 資金保全方法…「発行保証金保全契約」 * 発行保証金保全契約の相手方の称号…朝日信用金庫
		⑥	第三者による不正利用が行われた場合における補償方針	江戸川区内共通商品券が盗まれ、もしくは紛失等により第三者に利用された場合は、当連合会はその責任を負いません。